

著作権法案（第__版）

仏暦__年

本法には個人の権利および自由の制限に関する複数の条項があり、タイ王国憲法第 37 条および第 40 条を準用する第 26 条では法律の条項に基づき権限に依り行うことができると定めており、著作権法の修正追加をして然るべきである。

本法に基づく個人の権利および自由の制限の理由と必要性は、著作物の保護を効率的にして技術の変化に対応させ国際基準に基づかせるためであり、本法の制定はタイ王国憲法第 26 条に定める条件に対応している。

第 1 条 本法は著作権法（第__版）仏暦_____年という。

第 2 条 本法は官報への公示日から 180 日後に施行する。

第 3 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法第 4 条の“公表”と“権利管理情報”の定義の間に、“サービスプロバイダー”および“サービス利用者”の定義を追加する。

“サービスプロバイダー”とは、インターネットでのアクセス、またはコンピュータシステムを通じて他の手段で連絡しあうことを可能にさせるために媒介となり他人にサービスを提供する者をいい、また一時的にコンピュータ情報を保存するサービスの提供、コンピュータ情報を預かるサービスの提供、およびコンピュータ情報のリソースロケーションを検索するサービスの提供までを意味する。このとき、自分名義もしくは他人名義でのサービス提供、または他人の利益のためのサービス提供かどうかは問わない。

“サービス利用者”とは、サービスプロバイダーのサービスを利用する者をいい、サービスの支払い要否は問わない。

第 4 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法（2015 年改正第 2 版）第 4 条の“技術的手段”の定義を廃止し、以下の通り置き換える。

“技術的手段”とは、効率的に本法に基づく著作権者の権利もしくは実演家の権利を保護するため、または著作物もしくは実演の記録物へのアクセスを制御するための技術をいう。

第5条 仏暦2537年(1994年)著作権法(2015年改正第2版)第4条の“技術的手段の回避”の定義を廃止する。

第6条 仏暦2537年(1994年)著作権法第21条を廃止し、以下の通り置き換える。

第21条 視聴覚物、映画、録音物または音、絵の放送物の著作権は、その作品が創作されたときから50年間存続する。但し、その間に公表されたときは、最初に公表されたときから50年間存続するものとする。

第7条 仏暦2537年(1994年)著作権法(2015年改正第2版)第32/3条を廃止する。

第8条 以下の内容を、仏暦2537年(1994年)著作権法第1章第7節 サービスプロバイダーの責任の例外事項 第43/1条、第43/2条、第43/3条および第43/4条として追加する。

第7節

サービスプロバイダーの責任の例外事項

第43/1条 自身のサービス提供による著作権侵害に係る責任の例外が適用されるサービスプロバイダーは、明らかに反復して著作権を侵害するサービス利用者に対しサービス提供を停止する方針を公開しており、その方針に従い実行したサービスプロバイダーでなければならない。

第1段落のサービスプロバイダーは、以下いずれかの特徴を持つサービスを提供しなければならない。

(1) 送信を開始した者またはコンピュータ情報の受信者を選択した者ではなく、当該コンピュータ情報の内容を改変せずに、自動的に生じる技術上のプロセスを介するコンピュータ情報の送信媒体としてのサービスの提供。

(2) コンピュータ情報の内容を改変せず、サービス利用者の利用に関する情報であり常にコンピュータ情報をアップデートするシステムを有する技術の利用に干渉せずに、一時的にコンピュータ情報を保存するサービスの提供。

(3) 自身がサービスを提供するコンピュータシステムまたはネットワーク上に著作権を侵害するコンピュータ情報があることを知らない、または知るべき理由が無くコンピュータ情報を預かるサービスの提供で、その著作権侵害を知った、またはその通知を受けた際に、速やかに著作権を侵害して作成されたとする当該コンピュータ情報をコンピュータシステ

ムまたはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報へのアクセスを停止する。

(4) 著作権を侵害するコンピュータ情報であることを知らない、または知るべき理由が無くインターネット上コンピュータ情報のリソースロケーションを検索するサービスの提供で、その著作権侵害を知った、またはその通知を受けた際に、速やかに著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをコンピュータシステムもしくはネットワークから削除した、または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止する。

サービスプロバイダーの責任の例外は、大臣が官報で公告し定める規則、手続および条件に従うものとする。

第 43/2 条

第 43/1 条第 2 段落 (3) または(4) のサービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワーク上で著作権侵害があったと信じるべき証拠がある場合、著作権者はサービスプロバイダーに対し、著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをコンピュータシステムもしくはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止するよう通知することができる。

第 1 段落に基づき通知を受けたサービスプロバイダーは、コンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクを速やかにコンピュータシステムもしくはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止し、侵害をおこなったと主張されたサービス利用者に反論の機会を与えるため通知しなければならない。

サービスプロバイダーは善意による第 2 段落に基づく行為から生じた如何なる損害においても責任を負う必要はない。

本条項に基づく通知は、大臣が官報で公告し定める規則、手続および条件に従うものとする。

第 43/3 条

第 43/2 条の通知を受けたサービス利用者は、サービスプロバイダーに対し反論することができる。

第 1 段落の反論を受けたサービスプロバイダーは速やかに反論の写しを著作権者に送付すると共に、サービスプロバイダーが反論を受領した日から 15 日後に、コンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、またはコンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセス停止を終了する旨を通知しなければならない。

第 2 段落の期限を経過したとき、サービスプロバイダーは 15 日以内にコンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、またはコンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセス停止を終了するものとする。但しサービスプロバイダーが著作権者からサービス利用者を提訴したと通知を受けた場合を除く。

本条項に基づく反論は、大臣が官報で公告し定める規則、手続および条件に従うものとする。

第 43/4 条

サービスプロバイダーに対し通知または反論した者で、その情報に虚偽があり、それがサービスプロバイダーにコンピュータ情報をサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークから削除させる、またはサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、または (訳者補足) 当該コンピュータ情報へのアクセスを停止または終了させる、またはそのコンピュータ情報へのアクセス停止を終了する原因となったことを知っている、または知るべき理由がある者は、その虚偽の通知または反論から生じる如何なる損害にも責任を負わなければならない。

第 9 条 仏暦 2537 年 (1994 年) 著作権法第 53 条 (2018 年改正第 4 版) を廃止し、以下の通り置き換える。

第 53 条 第 32 条、第 32/2 条、第 32/4 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 42 条、第 43 条および第 7 章サービスプロバイダーの責任の例外事項を、実演家の権利において準用するものとする。

第 10 条 仏暦 2537 年 (1994 年) 著作権法第 53/4 条 (2015 年改正第 2 版) を廃止し、以下の通り置き換える。

第 53/4 条 アクセス制御のための技術的手段に結果が得られなかった如何なる方法にもよる行為は、技術的手段の侵害と見なす。

第 11 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法第 53/5 条(1)（2015 年改正第 2 版）を廃止し、以下の通り置き換える。

(1) 大臣が官報で公告し規定する、著作権侵害の例外に該当する著作物に対する行為に必要な行為。

第 12 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法第 53/6、第 53/7 条および第 53/8 条として以下を追加する。

第 53/6 条

サービス、製品または器具の主な目的が技術的手段に結果が得られないようにすることを知っているまたは知るべき理由がありながら、当該サービス、製品または器具を提供、製造、販売または頒布した者は、技術的手段の侵害をおこなったものと見なす。

技術的手段に結果が得られないようにできるとしてサービス、製品または器具の販売を促しながら、当該サービス、製品または器具を提供、製造、販売または頒布した者は、第 1 段落の違反をしたものと見なす。

第 53/7 条

他人に利用させてアクセス制御のための技術的手段に結果が得られないように第 53/6 条の行為をおこなう者は、以下の場合において技術的手段の侵害と見なさない。

(1) 他のコンピュータプログラムと連動して使用する上でのコンピュータプログラムの必要要素を分析するため。

(2) 暗号化技術の研究、分析および欠点を探す上での便益のため。行為をおこなう者は合法的に著作物またはその複製物を入手し、著作権者から許可を得る際に善意で努力をしなければならない。

(3) 場合に応じコンピュータ、コンピュータシステムまたはコンピュータネットワークの所有者から許可を得て、コンピュータ、コンピュータシステムまたはコンピュータネットワークの安定性を試験、検査または改良する目的のみのため。

(4) 法律に基づき権限を有する担当官が、法律に従うこと、国防で必要なこと、国家の安定性を維持すること、また同様なその他の目的を実行するため。

第 53/8 条

他人に利用させて権利保護のための技術的手段に結果が得られないよう第 53/6 条の行為をおこなう者は、以下の場合において技術的手段の侵害と見なさない。

- (1) 他のコンピュータプログラムと連動して使用する上でのコンピュータプログラムの必要要素を分析するため。
- (2) 法律に基づき権限を有する担当官が、法律に従うこと、国防で必要なこと、国家の安定性を維持すること、また同様なその他の目的を実行するため。

第 13 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法第 57 条第 3 段落として以下を追加する。

第 1 段落の任期を終了し、まだ新たな有識者委員が任命されていない場合、引き続き任務を遂行するため、その任期を退任した有識者委員が新たな有識者委員が任命されるまで職位を就くものとする。

第 14 条 仏暦 2537 年（1994 年）著作権法第 70/1 条（2015 年改正第 2 版）を廃止し、以下の通り置き換える。

第 70/1 条

第 53/1 条もしくは第 53/2 条の権利管理情報の侵害、または第 53/4 条もしくは第 53/6 条の技術的手段の侵害をした者は 10 万バーツ以下の罰金刑に処する。

第 1 段落の違反行為が商業目的の場合、行為をした者は 2 年以下の禁固刑または 40 万バーツ以下の罰金刑またはその両方に処する。

第 15 条 本法で補正追加した写真著作物の保護期間に関する条項を本法の施行日前に著作権保護期間を終了した写真著作物に施行しないものとする。

第 16 条 本法の施行日前に第 32/3 条に基づき手続をし、まだ完了していない全ての事件または手続は、本法の施行日前に施行する仏暦 2537 年（1994 年）著作権法に基づき手続を行うものとする。

第 17 条 商務省大臣を本法の主管とする。

国王陛下より勅令を受けた者
総理大臣